

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年6月18日(2015.6.18)

【公開番号】特開2013-90685(P2013-90685A)

【公開日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2013-024

【出願番号】特願2011-233221(P2011-233221)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 4 C

A 6 3 F 7/02 3 0 4 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月24日(2015.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面側に所定の遊技領域が形成された遊技盤を収容保持する枠部材と、前記枠部材の後面側に設けられて遊技球を払い出す払出装置と、前記払出装置から払い出された遊技球が通過する球通路と、前記球通路を通過した遊技球を貯留する球皿と、前記払出装置による遊技球の払い出しを制御する制御手段と、を備える弾球遊技機であつて、

前記払出装置は、

上側の球受容口から受け入れられた遊技球が通過する第1案内通路、及び遊技球を下側の球払出口へ案内して通過させる第2案内通路が形成されたケース部材と、

遊技球を受容可能な凹状の球受容凹部を有して前記第1案内通路と前記第2案内通路との間に回転可能に配設され、前記第1案内通路内の遊技球を1球ずつ前記球受容凹部に受容して前記第2案内通路に送り出す球送り部材と、

前記球送り部材を回転駆動する駆動手段と、

前記第1案内通路内の遊技球を当該第1案内通路から分岐して形成された球抜き通路を通じて機外へ排出させる球抜き機構と、

前記球送り部材により送り出される遊技球を検出するカウントセンサとを備え、

前記球送り部材は、回転軸周り等間隔に設けられた3つの球案内凸部と、互いに隣り合う前記球案内凸部同士の間に設けられた3つの前記球受容凹部とを有して、前記球案内凸部と前記球受容凹部とが回転方向に沿って繋がって形成されており、

前記第1案内通路は、上流側から下流側へ向けて前記球送り部材に接近するほど蛇行幅が小さくなる蛇行状に湾曲形成され、

前記球抜き機構は、前記球抜き通路の少なくとも一部を閉鎖して前記球抜き通路への遊技球の排出を不能とする閉鎖位置と前記球抜き通路を開放して前記球抜き通路への遊技球の排出を可能とする開放位置との間で移動可能に設けられた球抜き部材と、前記球抜き部材を前記閉鎖位置に保持する第1位置と前記球抜き部材を前記閉鎖位置から前記開放位置へ移動可能とする第2位置との間で移動可能に設けられた操作部材とを有し、

前記球抜き通路の入口部分は、前記球送り部材と前記球抜き部材との間で画成され、

前記球抜き部材の先端側は、前記閉鎖位置にある状態において前記球送り部材側へ向けて鉛直方向に対して斜めに傾斜しており、

前記球抜き部材は、前記操作部材が前記第1位置にある場合、前記球送り部材の前記回転軸よりも上方において前記閉鎖位置に保持されて、前記球送り部材を回転させたときに当該球抜き部材の先端部と前記球送り部材の前記球案内凸部とが前記回転軸方向に重なり得るようになっており、

前記球送り部材のいずれかの前記球案内凸部が前記回転軸の上方となる所定の位置にあるときにおいて、前記操作部材が前記第1位置にある場合は、前記第1案内通路内の先頭の遊技球が前記回転軸の上方において前記球送り部材の前記いずれかの球案内凸部と前記球抜き部材とに跨って当接保持され、前記操作部材が前記第2位置にある場合は、前記先頭の遊技球による球圧によって前記球抜き部材が前記開放位置へ押圧されることで、前記先頭の遊技球と前記球抜き部材との当接が解かれて前記先頭の遊技球が前記球抜き通路へ導かれることを特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

ところで、近年のパチンコ遊技機においては、球抜き処理時に遊技球がスプロケット上に1球も残存しない構造が求められている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、このような課題に鑑みてなされたものであり、球抜き処理時に遊技球が球送り部材上に残存しない弾球遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

このような目的達成のために、本発明に係る弾球遊技機は、前面側に所定の遊技領域が形成された遊技盤を収容保持する枠部材（例えば、実施形態における前枠2）と、枠部材の後面側に設けられて遊技球を払い出す払出装置（例えば、実施形態における賞球払出ユニット10040）と、払出装置から払い出された遊技球が通過する球通路（例えば、実施形態における賞球通路10035a）と、球通路を通過した遊技球を貯留する球皿（例えば、実施形態における一体皿10007）と、払出装置による遊技球の払い出しを制御する制御手段（例えば、実施形態における払出制御基板2000）と、を備える弾球遊技機であって、払出装置は、上側の球受容口から受け入れられた遊技球が通過する第1案内通路（例えば、実施形態における待機通路47）、及び遊技球を下側の球払出口へ案内して通過させる第2案内通路（例えば、実施形態における払出通路10048）が形成されたケース部材（例えば、実施形態におけるユニットケース41）と、遊技球を受容可能な凹状の球受容凹部を有して第1案内通路と第2案内通路との間に回転可能に配設され、第1案内通路内の遊技球を1球ずつ球受容凹部に受容して第2案内通路に送り出す球送り部材（例えば、実施形態におけるスプロケット70）と、球送り部材を回転駆動する駆動手段（例えば、実施形態における払出モータ80）と、第1案内通路内の遊技球を当該第1

案内通路から分岐して形成された球抜き通路を通じて機外へ排出させる球抜き機構と、球送り部材により送り出される遊技球を検出するカウントセンサとを備え、球送り部材は、回転軸周り等間隔に設けられた3つの球案内凸部と、互いに隣り合う球案内凸部同士の間に設けられた3つの球受容凹部とを有して、球案内凸部と球受容凹部とが回転方向に沿って繋がって形成されており、第1案内通路は、上流側から下流側へ向けて球送り部材に接近するほど蛇行幅が小さくなる蛇行状に湾曲形成され、球抜き機構は、球抜き通路の少なくとも一部を閉鎖して球抜き通路への遊技球の排出を不能とする閉鎖位置と球抜き通路を開放して球抜き通路への遊技球の排出を可能とする開放位置との間で移動可能に設けられた球抜き部材と、球抜き部材を閉鎖位置に保持する第1位置と球抜き部材を閉鎖位置から開放位置へ移動可能とする第2位置との間で移動可能に設けられた操作部材とを有し、球抜き通路の入口部分は、球送り部材と球抜き部材との間で画成され、球抜き部材の先端側は、閉鎖位置にある状態において球送り部材側へ向けて鉛直方向に対して斜めに傾斜しており、球抜き部材は、操作部材が第1位置にある場合、球送り部材の回転軸よりも上方において閉鎖位置に保持されて、球送り部材を回転させたときに当該球抜き部材の先端部と球送り部材の球案内凸部とが回転軸方向に重なり得るようになっており、球送り部材のいずれかの球案内凸部が回転軸の上方となる所定の位置にあるときにおいて、操作部材が第1位置にある場合は、第1案内通路内の先頭の遊技球が回転軸の上方において球送り部材の上記いずれかの球案内凸部と球抜き部材とに跨って当接保持され、操作部材が第2位置にある場合は、先頭の遊技球による球圧によって球抜き部材が開放位置へ押圧されることで、先頭の遊技球と球抜き部材との当接が解かれて先頭の遊技球が球抜き通路へ導かれることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に係る弾球遊技機によれば、球抜き処理時に遊技球が球送り部材上に1球も残存しない構造を実現できる。